

〔平成28年11月1日〕
制 定

(目的及び実施)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の2の規定に基づき、職員が自らの意思により就業規則第3条第1項及び第21条に定める定年によって退職する日の前に、第6条に定める退職手当の支給を受けて退職できる制度（以下「早期退職制度」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の早期退職制度の実施にあたっては、次の各号のいずれかの募集を行うものとする。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、第3条に規定する退職の日（以下「退職の日」という。）において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は事業場並びに施設の移転を円滑に実施することを目的として、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する職員を対象として行う募集

(早期退職の要件)

第2条 職員は、退職の日に係る募集（以下「募集」という。）に応じて申出を行い、第5条第1項の規定による認定を受けることにより早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除く。

- 一 退職の日における在職年数が機構の職員として引続き5年以下の者
- 二 機構の役員となるために退職する者
- 三 退職の日に定年に達する者
- 四 就業規則第40条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。)を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前条第2項第2号の募集にあつては、前項第1号の規定は適用しない。

(退職の日)

第3条 この規則による退職の日は、3月、6月、9月又は12月のいずれかの月の末日とする。ただし、第1条第2項2号の場合にあつては、これと異なる日とすることができる。

(申出の方法等)

第4条 早期退職制度により退職を希望する職員は、別に指定する募集の期間内に機構長

(研究所に所属する職員においては所属する研究所の所長) に対しその旨を申し出なければならない。

(早期退職の認定)

第5条 前条の規定による申出があった場合は、申し出た職員(以下「申出者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、機構長が早期退職制度により退職することができる旨の認定をするものとする。

- 一 第2条の規定に適合しない場合
- 二 申出後に懲戒処分を受けた場合
- 三 前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の申出者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他申出者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合
- 四 申出者を引き続き業務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

2 前項の認定は、退職の日の30日前までに機構長から(研究所に所属する職員においては所属する研究所の所長を通じて)申出者に書面により通知するものとする。

3 認定を受けた申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- 一 情報・システム研究機構職員退職手当規程(以下「退職手当規程」という。)第18条に該当するに至ったとき。
- 二 退職手当規程第11条第4項及び第12条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- 三 この規程により認定を受けた退職の日の前までに退職したとき。
- 四 懲戒処分(就業規則第40条に規定する懲戒解雇を除く。)を受けたとき。

(早期退職による退職手当の支給額)

第6条 早期退職制度により退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職手当規程によるものとする。

(雇用の制限)

第7条 早期退職制度により退職した者は、再び退職手当規程の適用を受ける職員となることはできない。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。